

サービス学会 著作権規程

2014年4月18日 制定

2017年1月30日 改訂

(目的)

第1条 本規程は、サービス学会（以下、本学会という。）発行の出版物（印刷物、CD-ROM などの電子媒体、Web 等の通信媒体等、媒体を問わない）に掲載される論文および解説記事等、本会学会誌記事、本学会の研究会資料等、ならびに本学会が主催する全国大会、シンポジウム、国際会議等の集会の予稿および予稿集原稿等（以下、論文等という。）に関する著作権の取り扱いに関して定めることを目的とする。

(著作権の帰属)

第2条 本学会の出版物に掲載される論文等に関する国内外の一切の著作権（著作権法第21 条から第28 条までに規定するすべての権利、ならびに外国における上記各権利に相当する権利を含む。以下同じ。）は、別の定めがある場合を除き、原則として本学会に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第3条 著作者は、論文等を投稿する際に、本学会が定める手続きに従い、当該論文等の著作権を本学会に譲渡するものとする。
2. 本学会は、第1項により譲渡された論文等を、本学会が発行する出版物、学会が作成するWeb サイトまたはCD-ROM 等へ掲載等行う。
 3. 特別な事情により第1項の適用が困難な場合は、著作者はその旨を本学会に申し出るものとし、この場合の著作権の扱いについては著作者と本学会が協議する。
 4. 特別な事情により第1項の適用が困難と理事会が判断し、著作者に別の著作権の取り扱いを適用する場合には、本学会が明示的な文書をもって、著作者との取り決めをする。
 5. 本学会に譲渡された論文等が、本学会の出版物等に掲載されないこととなった場合は、本条は適用されず、当該論文等の著作権は著作者に留保されるものとする。

(第三者への利用許諾)

第4条 第三者から本学会が著作権を有す論文等について利用許諾の申し出があった場合は、本学会において別途定める手続きに従って審議を行い、当該第三者に対し許諾することができる。

(著作者による利用)

- 第5条 著作者が、自ら創作した論文等を利用する場合（著作者個人または著作者が所属する組織のWeb サイトへ掲載する場合を含む）は、営利を目的（当該利用により、直接対価を得ることをいう。）とする場合を除き、当該論文等を本学会の同意を得ることなく利用できるものとする。ただし、
- 1) 編集著作物の発行あるいは公開以降の利用であること
 - 2) 当該論文等を利用した複製物、著作物またはWeb サイト等の中に出典^{注1)}を明記すること

2. 前項の場合を除き、著作者が論文等を利用しようとする場合は、著作者は本学会に事前に申し出を行った上、本学会の指示に従うものとする。

(著作権侵害および紛争処理)

第6条 本学会が著作権を有する論文等に対し、第三者による著作権侵害があった場合には、本学会と著作者が協力して解決を図るものとする。

2. 本学会に投稿された論文等が、第三者の権利等の侵害に起因する問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負うものとする。

(その他)

第7条 本規程に定めのない事項に関しては、本学会および著作者等が別途協議のうえ解決を図るものとする。

注1) 記載例「サービソロジー Vol.1 No.1 掲載」など。

附則

1. この規程は 2014 年 4 月 18 日より実施する。